

# 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

## 公印規程

### (趣旨)

第1条 この規程は公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会の公印について必要な事項を定めるものとする。

### (公印の種類)

第2条 公印は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会之印」
- (2) 「公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会長印」

### (ひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、次のとおりとする。



第4条 第2条(1)及び(2)に掲げる公印については、押印に代えて電子計算機に記録した当該公印の印影を出力したもの(以下「電子公印」という)を使用する事ができる。

### (管理)

第5条 会長印及び技師会印は会長が管理する。

- 2 公印は常に堅固な箱に収め、施錠して一定の場所に置いて管理しなければならない。
- 3 公印は、特に会長の承認を受けた場合のほか、管理する場所以外に持ち出してならない。

### (公印の調整、改刻及び手続き)

第6条 第3条に規程する公印を調整し、又は改刻し、もしくは廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

### (公印の使用)

第7条 公印は、この法人の文書以外に使用してはならない。

- 2 公印をしようとする者は、押印しようとする文書を会長に提示し、その審査及び決済を受けなければならない。
- 3 出納に使用する印鑑は、その他の目的での使用しないものとする。

### (その他)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

### 附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年3月21日より施行する。